



税理士実務と遺言書

いし ばし まさ とし
石橋 将年



はじめに

民法(相続編)が大幅に改正されてから約2年が経過しています。改正に伴い自筆証書遺言作成のハードルが下がり、遺言書に関する相談が増えることも予想されます。

しかしながら、遺言書のなかには、法的に問題のあるものや、税務上のトラブルを抱えたものも少なくなきません。

そこで本稿では、遺言書にまつわる民法条文を確認し、実際の文例をもとに問題点を検討し、税理士実務と遺言書との関係について検討することとします。

1 遺言を規定する法律の確認(民法)

相続税法においては、第1条の3(相続税の納税義務者)において「相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により財産を取得した次に掲げる者であって、当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの」に対して相続税を課すると規定しています。

相続・遺贈の定義については民法に規定されていますので、正しい課税関係を把握するためには、税理士も民法を理解しておく必要があります。

民法のうち、遺言書に関する規定は「遺言(民法960～同1027)」を中心に整備されています。税理士実務においては、以下に挙げる規定を理解しておく必要があると思われます。

(1) 包括遺贈及び特定遺贈(民法964)

民法964条

遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。

民法964条では特定遺贈と包括遺贈について規定しています。

包括遺贈とは「相続財産の全てを遺言者の甥Aに包括遺贈する」「相続財産の2分の1を知人Bに

遺贈する」といったように、割合を示して遺贈する遺言となります。後者のような記載方法では、残り2分の1の遺産について帰属先が定まっていませんので、相続人と知人Bとの間で遺産分割協議を行い、各人の取得財産を決める必要があります(※1)。

(※1) 包括遺贈を受けた者を「包括受遺者」とよびます。包括受遺者は相続人と同一の権利を有するとされますので(民法990)、財産だけでなく債務も引き継ぐことになるため注意が必要です。

これに対し特定遺贈は「甲土地を甥Aに遺贈する」「乙普通預金を知人Bに遺贈する」といったように、遺産ごとの帰属者を個別具体的に指定する遺言となります。

なお、相続人に対する遺言については、登記手続の簡便さや法的効力の観点から「遺贈する」との文言を用いず、「相続させる」との記載がなされることが多いと思われます(※2)。

(※2) 相続人に対するものは、後述する「特定財産承継遺言(民法1014)」の規定が適用されることに注意を要します。

(2) 普通的方式による遺言の種類(民法967～同975)

民法967条

遺言は、自筆証書、公正証書又は秘密証書によってしなければならない。ただし、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。

税理士が実務で取り扱う遺言書の殆どは、「普通的方式による遺言(自筆証書遺言、公正証書遺言)」となります。このうち、「自筆証書遺言(民法968)」は、遺言者が自筆で書く遺言書となります(※3)。

(※3) このたびの民法改正において、本文のみを自署で、財産目録等についてはパソコン等での作成が認められることとなり、遺言者の負担が大幅に軽減されることとなりま

した(民法968②)。

これに対し「公正証書遺言(民法969)」とは、公証人・証人2名・遺言者が集まり、公証人が遺言者に対し遺言内容を読み聞かせて作成する遺言書となります(※4)。

(※4) 文案作成の際に公証人とのやり取りが必要となるため、公証人と既に信頼関係を築いている司法書士に依頼すると、スムーズに作成することができます。また、証人2名が必要ですが、作成を依頼した司法書士とその事務員に依頼するといったことも考えられます。

(3) 遺贈の放棄(民法986)

民法986条1項

受遺者は、遺言者の死亡後、いつでも、遺贈の放棄をすることができる。

民法986条2項

遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時にさかのぼってその効力を生ずる。

特定遺贈された遺産について、受遺者は遺贈を放棄することができます。例えば、甲土地が甥Aに特定遺贈された場合、甥Aが放棄の意思を明らかにすれば、その土地は相続財産に持ち戻り、相続人間の遺産分割の対象となり得ます。

これに対し包括遺贈は、後述するとおり、包括受遺者が相続人と同じ取扱いを受け取るため、放棄する場合は原則として家庭裁判所で放棄の手続をとる必要があります(民法938条)(※5)。

(※5)「割合的包括遺贈の場合、相続人である受遺者が遺贈を放棄したからといって、相続人としての地位までも放棄したことにはならない。」とする見解があります(片岡武・菅野眞一ほか『第3版家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務』日本加除出版(2017)464頁)。そのため、後述するように、実務上は遺言書と異なる遺産分割が行われることもあり得ます。

(4) 遺言書の検認(民法1004)

民法1004条1項

遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者が不在の場合において、相続人が遺言書を発見した後も、同様とする。

民法1004条2項

前項の規定は、公正証書による遺言については、適用しない。

民法1004条3項

封印のある遺言書は、家庭裁判所において相続人又はその代理人の立会いがなければ、開封することができない。前項の規定は、公正証書による遺言については、適用しない。

自筆証書遺言が遺されていた場合、家庭裁判所で検認手续を受ける必要があります(民法1004①)。検認がなくとも遺言書自体は有効なものとなりますが、検認を経ないと、不動産登記手続や預貯金解約手続を行うことができません。そのため、自筆証書遺言については検認手続が必要です。これに対し、公正証書遺言では検認は不要とされていますので(民法1004②)、相続後の速やかな手続を希望であれば公正証書遺言の作成を検討することになります。

なお、民法改正に伴い、法務局で自筆証書遺言を保管する制度(自筆証書遺言の保管制度)が開始されています。本制度を利用している場合、検認手続が不要とされており(遺言書保管法11)、相続開始後に法務局で「遺言書情報証明書」の交付を受け、これをもとに相続手続を行うことになります。

(5) 遺言執行者の指定(民法1006)

民法1006条1項

遺言者は、遺言で、一人又は数人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することができる。

遺言書は、ただ書くだけでは意味をなさず、執行(遺産の処分・名義変更)までセットで考える必要がありますので、遺言執行者を指定しておくことが大切です。

(6) 遺言執行者の任務の開始(民法1007)

民法1007条2項

遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない。

このたびの民法改正により、上記(民法1007条2項)が新たに設けられました。改正前は、遺言執行者は遺言内容を相続人に通知する義務はありませんでしたが、実務上は、相続財産目録の交付(民法1011)とあわせて、遺言書の写しを各相続人に交付していた事例が多いと思われます(※6)。こ

の点について、遺言執行者は遺言内容を相続人に通知することが義務づけられました。

(※6) 第一東京弁護士会司法研究委員会『新版 遺言執行の法律と実務』ぎょうせい (2010) 106頁参照

(7) 特定財産に関する遺言の執行 (民法1014)

民法1014条2項

遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言 (以下「特定財産承継遺言」という。) があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第899条の2第1項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる。

民法1014条3項

前項の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができる。ただし、解約の申入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限る。

民法1014条4項

前二項の規定にかかわらず、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

このたびの民法改正において、民法1014条2項から同条4項が新設されました。具体的には、第2項において、特定の財産を特定の相続人に相続させる旨の遺言 (例「甲土地を相続人Aに相続させる」) を「特定財産承継遺言」と定義し、遺言執行者はその対抗要件を備えるために必要な行為 (名義変更等) をすることができるとされました。

そのため、相続人が申請すべきとされていた登記申請を、遺言執行者単独で行うことができるようになりました。また、民法1014条3項において、預貯金債権全部について取得する相続人が指定されている場合は、遺言執行者単独で解約することも明文化されました (※7)。

(※7) 「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて (通達) 法務省民二第68号令和元年6月27」において、遺言執行者は法定代理人として登記申請ができる旨が明記されています。

2. 税理士実務と遺言書との関わり

遺言書のなかには、遺産分割や税務について検討が尽くされていないものも存在します。

そのような遺言書に接したとき、正しい知識があれば、相続開始前に問題点を指摘して作成し直すこともできるでしょう。

そこで、遺言書における代表的な文例をもとに、法律・税務の問題点について検討してみることとします。

(1) 子がない夫婦の遺言

子がない夫婦の場合、どちらか一方に相続が発生すると、相手方の兄弟姉妹と遺産分割 (例: 夫が死亡した時には、妻と夫側の兄弟姉妹との遺産分割) を行わなければなりません。このような場合に備え、次のような遺言書が作成されることがあります。

「記載例」

夫の遺言書

遺言者 (鈴木太郎) は、遺言者の妻 (鈴木花子) に全ての遺産を相続させる。

遺言者よりも先に、鈴木花子が死亡していた場合は、全ての遺産を遺言者の弟 (鈴木次郎) に相続させる。

妻の遺言書

遺言者 (鈴木花子) は、遺言者の夫 (鈴木太郎) に全ての遺産を相続させる。

遺言者よりも先に、鈴木太郎が死亡した場合は、全ての遺産を遺言者の妹 (山田良子) に相続させる。

平均余命年数から考えると、一般的には夫が妻よりも先に亡くなる可能性が高いと思われます。その場合、遺言書がないと、妻は夫の兄弟姉妹と遺産分割協議を行わなければなりません (※8)。

(※8) 本来は妻と第二順位の相続人 (夫の直系尊属) とが遺産分割協議を行います。既に亡くなっていることが多いと思われます。そのため、本事例では、妻と第三順位の相続人 (夫の兄弟姉妹) とで遺産分割協議を行う前提で説明しています。

そのような遺産分割協議は、妻にとって心理的負担が大きいため、夫の生前に「妻に全財産を相続させる」旨の遺言書を作成することを検討すべきと考えられます (※9)。

※9) 兄弟姉妹に遺留分は存在しないため、全財産を妻が相続することができます（民法1042）。

なお、夫よりも妻が先に亡くなることも考えられます。その場合、夫の相続人間（兄弟姉妹間）で遺産分割協議を行う必要があり、紛争の可能性もあるため、遺言書を書き換える必要があるでしょう。ただし、遺言者が高齢になっている等の理由で、書き換えできない場合もあるため、予め遺産の帰属先（本事例ではお世話になった遺言者の弟を想定）を指定しておくことも考えられます（このような遺言を「予備的遺言」といいます）。

また、本事例のように、どちらが先に亡くなっても大丈夫なよう、夫婦それぞれが遺言書を作成することも検討に値します。

(2) 特定遺贈と包括遺贈

遺言書には、誰にどの財産を与えるかを記載することになりますが、記載方法によっては、かえって紛争を生む可能性があるため注意が必要です。

「記載例」

A案（特定遺贈）

甲土地を相続人鈴木一郎に相続させる。B土地を知人田中愛子に遺贈する。

B案（包括遺贈）

遺産の3分の2を相続人鈴木一郎に相続させる。遺産の3分の1を知人田中愛子に遺贈する。

① 具体的な遺産の指定

一般的に、遺産の受取者を個別具体的に指定することを「特定遺贈」と、遺産の何割を与えるといった割合で指定することを「包括遺贈」とよんでいます。

A案（特定遺贈）においては、遺産の受取者が具体的に指定されていますので、遺産分割の余地はなく、それぞれが遺産の名義変更（相続登記・遺贈登記）を行えば相続手続は完了します（遺産の記載漏れがある場合や、遺留分等の問題がある場合を除きます）。

これに対し、B案（包括遺贈）では、遺産の受取割合のみが記載されており、どの遺産を誰が取得するかが具体的に記載されていません。そのため、相続人鈴木一郎と知人田中愛子（包括受遺者）との間で、誰がどの財産を受け取るかの話し合い（遺産分割協議）を行う必要が生じます。

そのため、A案のように、個別具体的に受取者を記載する遺言書を作成することが一般的と思われます。

② 特定遺贈と包括遺贈の判断

各財産の帰属先が具体的に指定されている場合は特定遺贈と判断できますが、特定遺贈なのか包括遺贈なのか判断に迷う遺言書が希に存在します。

「記載例」

全ての不動産を相続人鈴木一郎に相続させる。上記遺産以外の遺産（預貯金、有価証券、その他一切の財産）については適宜の方法により換金し、債務及び遺言執行費用を支払った残金について、相続人鈴木一郎に3分の2を相続させ、知人田中愛子に3分の1を遺贈する。

前段は遺産と受取者とが具体的に分かりますので、特定遺贈による遺言と考えられますが、後段部分については割合のみが指定されており、特定遺贈なのか包括遺贈なのか判断に迷う場面も生じます。

特定遺贈と解するならば、単に遺言を執行するだけ（換金・債務弁済後に分配）で済みますが、包括遺贈と解するならば、相続人と包括受遺者との遺産分割協議を行う必要が生じます。上記のような遺言については、特定遺贈とする見解が存在します（※10）。

※10) 「個々の目的物も必ずしも物の個々を示さず、動産全部とか、あるいは一定の目的物を掲げた後に「その余の遺産全部、又は動産」というが如くある程度包括して特定しても特定遺贈と解されます。」として、特定遺贈とした取り扱いべきとの見解が存在します（第一東京弁護士会司法研究委員会『新版遺言執行の法律と実務』ぎょうせい（2004）149頁）

しかしながら、「特定の土地を相続人に帰属させ、残り全てを政党に寄附する」旨の遺言について、後段部分を包括遺贈とした判例も存在します（平成10年6月26日東京地裁判決：TAINSコードZ232-8192）。

特定遺贈の場合は遺産分割協議が不要ですが、包括遺贈と判断されると、その部分について相続人と知人との間で話し合い（遺産分割協議）が必要となる場合があり、紛争に発展する

可能性があります。

また、相続税計算においても違いがあります。相続人以外の者が受遺者となっている場合、包括遺贈（包括受遺者）であれば債務控除をすることができますが、特定遺贈（特定受遺者）の場合は原則として債務控除をすることができません（相続税法13）。

遺言の解釈を巡って紛争が起きる可能性もありますので、今後どのような問題が起きるのか（弁護士等に相談すべきか）予め検討しておく必要があるでしょう。

(3) 遺言書どおりに相続しない場合

遺言書が遺されていても、そのとおり相続しない場合も見受けられます。例えば、以下のような遺言書が遺されている場合を想定します。

「記載例」

全ての遺産を、遺言者の妻である鈴木花子に相続させる。

特定の財産を「相続させる」旨の遺言は「遺産分割方法の指定」であり、特定された財産は遺産分割協議の対象から外され、指定された相続人に直ちに権利が移転するとの考え方が通説です（平成3年4月19日最高裁判決）。

また、この判決は「全ての遺産を相続人〇〇に相続させる」旨の遺言にも適用されるとの考え方があります（※11）。

（※11）片岡武・菅野眞一ほか『第3版家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務』日本加除出版（2017）472頁。

ところで、上記判決では「相続させる旨の遺言では、直ちに相続人（妻）に遺産が移転することとなり、遺産分割の余地がない」旨を判示しており、この論を推し進めると、「妻（相続人）が全ての遺産を受け取る」か、「妻が（家庭裁判所に相続放棄の手続をして）全ての遺産を受け取らないか」かの、どちらか一方しか選択できないようにも考えられます。

これについては、国税庁から2つの質疑応答事例（※12）が公表されており、相続人全員の合意があれば事実上の相続放棄（遺言書と異なった内容による遺産分割）が可能とされています。

（※12）国税庁ホームページでは「遺言書の内容と異なる遺産の分割と贈与税（質疑応答事例）」と「遺言書の内容と異なる遺産分割をした場

合の相続税と贈与税（タックスアンサー）」の2つが公開されています。前者は「被相続人甲は、全遺産を丙（三男）に与える旨（包括遺贈）の公正証書による遺言を残していましたが・・・」との質問から始まり、正式な相続放棄手続をとらずとも、相続税計算上は事実上の相続放棄が可能と解説されています。

実務を行っている、上記のような遺言（相続開始後に被相続人の自宅書斎から自筆証書遺言が出てくる等）を見受けることがあります。その場合、妻に潤沢な預貯金があれば、子にいくばくか相続させたいと思うのが通常です。

しかしながら、相続税の申告期限までに遺産分割協議を終えないと、（相続税の計算上は）遺言書どおりに相続されたとの疑義も残るため、早めの遺産分割協議を促すべきと思われます。

(4) 遺言執行者の指定

専門家に遺言書作成を依頼した場合、通常は下記のように遺言執行者に関する文言が記載されます。

「記載例」

遺言者は、本遺言の遺言執行者として、下記の者を指定する。

東京都中央区〇〇町1丁目1番1号

日本橋太郎（昭和〇〇年〇月〇日生）

遺言には遺言執行者を指定することができますが（民法1006）、以下の点に注意が必要です。

① 遺言執行者不在による相続手続の遅れ

遺言執行者が指定されていれば、預貯金の解約や、不動産登記について、原則として遺言執行者が単独で手続を行うことができます。

しかしながら、遺言執行者が指定されていない場合は、相続人・受遺者が共同で手続を行う必要が生じますので、紛争が予想される場合は必ず指定すべきと考えられます（※13）。

（※13）遺言執行者が指定されていないときは、家庭裁判所に選任の申立をすることができます（民法1010）。

② 候補者の選定

遺言執行者は一人だけでなく、複数名を指定することもできますので、遺言執行者が高齢である場合は、予備的に複数名を指定しておくことも可能です。

また、弁護士といった専門職以外の方も指定

できますので、家族仲が比較的円満な家庭の場合は、遺言執行費用を節約するため、相続人を指定することも考えられます。

なお、紛争性が高いと予想される場合は弁護士を指定することも考えられますが、遺言執行者となった弁護士は、その後に紛争（遺留分争い等）が起きた場合、特定の相続人からは受任できないとされているため、紛争が確実視される場合は注意が必要です（東京弁護士会『LIBRA』2008年3月号30頁）。

遺言執行者の資格に制限はありませんので、個人だけでなく法人も就任できますが、税理士法人は遺言執行者になることができないとされています（日本税理士会連合会制度部『税理士法人に関するQ&A平成28年8月13頁』）。

(5) 法人に対する遺贈

希に「法人へ土地を遺贈する」旨の記載をした遺言書が見受けられますが、税負担の問題が生じるため注意が必要です。

「記載例」

甲土地をA法人に遺贈する。
※本土地は先祖伝来の土地であり、取得費が極めて低く、譲渡所得が発生すると仮定します。
※A法人は被相続人及びその家族の同族法人と仮定します。

個人が法人に資産を譲渡する場合、いったん時価で精算すべきとの考え方が存在します。この考えに基づき、個人が法人に対して、著しく低い価額で譲渡所得が生じる資産（土地・建物等）を譲渡した場合、「みなし譲渡課税」の規定が適用されます（所法59①二）。

また、法人に対する遺贈についても、上記と同様に「みなし譲渡」の規定が適用されることとされています（所法59①一）。

本事例の場合、法人に対し、譲渡所得の課税対象である土地を遺贈していますので、被相続人に対して「みなし譲渡課税」が適用されます。具体的には、被相続人が法人に対し、相続開始時の時価で土地を譲渡したものとみなされ、被相続人に譲渡所得税が課税され、その負担は原則として相続人が負うこととなります（所法125・所法129）。

また、法人側は時価で「受贈益課税（法法22②）」され、さらには関係者の株価が上昇したものと

て「相続税課税（相法9、相基通9-2）」も行われます。

そのため、不動産・株式といった譲渡所得が発生する資産を、法人に遺贈したい旨の相談を受けた際は注意が必要です。

公益団体に遺贈した場合で一定条件を満たせば、所得税の非課税規定（措法40）の適用を受けることができます。

(6) 清算型遺贈

遺言書には、遺産を受け取る者の事務負担を考え、遺産を換金してから配分する旨の記載がなされることがあります。

「記載例」

遺言者の全ての遺産を換金し、債務・公租公課・葬儀費用を支払った後の残余を相続人鈴木一郎が3分の2、知人田中愛子が3分の1取得する。

上記は、いわゆる「清算型遺贈」とよばれるもので、遺言者の資産・負債を清算（換金）し、金銭で分配する遺言となります。

このような遺言では、遺産のなかに譲渡所得税が生じる資産（土地建物・株式等）がある場合は、各相続人・受遺者が受け取った割合に応じて譲渡所得税を負担する必要があります（東京税理士界 Vol No.731、同647、税大論叢「換価遺言が行われた場合の課税関係について」参照）。

このような遺言の場合、遺言執行者が指定されていることが通常と思われますが、遺言執行前（換価前）に、相続人及び受遺者に、譲渡所得税の負担が生じる旨を説明し、同意を得ておく必要があります。

(7) 小規模宅地等の特例

遺言書のなかに、小規模宅地等の特例の適用対象となる土地が複数ある場合は、相続発生時に特例が適用できるよう、事前に確認が必要です。

「記載例」

甲土地（330㎡）を相続人鈴木花子（遺言者の妻）に相続させる。

※甲土地・・・特定居住用宅地（限度面積：330㎡）に該当すると仮定

乙土地（200㎡）を相続人鈴木一郎（遺言者の長男）に相続させる。

※乙土地・・・貸付事業用宅地（限度面積：200㎡）に該当すると仮定

小規模宅地等の特例（措法69の4）について、適用可能な土地が複数あり、それらを複数の相続

人が取得した場合には、適用可能な全ての者の同意がないと小規模宅地等の特例を使うことができません。

甲乙両方の土地について、ともに小規模宅地等の特例の適用要件を満たすと仮定した場合、減額割合の一番大きい甲土地（特定居住用宅地：減額割合330㎡まで80%減額）から適用するのが通常です。

しかしながら、乙土地（貸付事業用宅地：減額割合200㎡まで50%減額）から適用した方が、全体の相続税額が増えても、長男の相続税負担は減る可能性があります。

本特例については、適用対象者が複数いる場合は全ての者の同意が必要となり、同意の有無を確認するため、相続税申告書に添付する「小規模宅地等についての課税価格の計算明細書」に、特例対象宅地等を取得した全ての者の氏名を記載することになっており（措令40の2⑤三）、添付がないと本特例は受けられないとされています（平成28年7月22日東京地裁判決、税務通信3566号25頁）。

相続人同士の紛争が予想される場合、小規模宅

地等の特例の同意を得られない可能性があるため、特定の相続人のみが適用対象となる土地を相続する、といった遺言書作成も検討されるべきと思われます。

おわりに

知らぬ間に、顧問先が遺言書を作成している場合があります。内容について聞くと「作成は旧知の弁護士先生に頼んであるから大丈夫です。」との返答で、詳しく聞き取れないこともあるでしょう。

しかしながら、遺言には数多くの類型が存在し、内容によっては多額の税負担が生じるものも少なくありません。

近年は、弁護士等が参考に行っている専門書籍（遺言書の雛形が収録されているもの）に、税負担の問題が触られるようにはなってきましたが、まだまだ周知されていないと感じられます。

遺言書作成のためには税の知識が不可欠です。税理士も遺言の関連法規について学び、より良い遺言書作成の一助となれるよう、努力すべきと考えられます。

随 筆

地域社会への 関わりで得たもの

た だ たけし
多 田 毅

平成30年7月、長年勤め上げた職場を定年退職。激務であった職場からの開放。新しい仕事は9月から始まりました。先輩から「9月からは新しい仕事が始まるが、それと並行して興味があること、今後やってみたいこと、チャレンジしてみたいことがあれば、是非とも探してみてもどうか。」とアドバイスされました。そんな時、新聞に折り込まれていた「ちば市政だより」に目が止まったのです。

そこには、いろんなイベント情報、公開講座、体験講座など盛りだくさんの情報が掲載されてい



園芸科の野菜とお花の収穫祭（文化祭）

ました。

記事の中で目にとまったのが千葉市中央区千葉寺町にあるハーモニープラザの生涯学習の一環と